二本松市歴史観光施設における広告掲載募集要項

二本松市歴史観光施設「休憩ラウンジ」内に設置してある液晶ディスプレイに広告を掲載したい方を募集します。

- 1 広告掲載施設及び媒体
 - (1) 掲載施設 「二本松市歴史観光施設」(愛称「にほんまつ城報館」)
 - 二本松市郭内三丁目303番地5

電話番号 0243-22-6630

(2) モニター 55型4K対応ワイドTFT液晶(4面マルチ)

横2, 419mm×縦1, 360mm (全寸)

最大解像度 3840×2160ピクセル

2 規格

- (1) フォーマット MP4形式
- (2) 広告時間 60秒以内であること。
- (3) 画面構成比率 幅16、高さ9の縦横比であること。
- (4) フレームレート 1秒につき30フレーム以下であること。
- (5) デザイン等 ①規則的なパターン模様(しま模様、渦巻模様、同心円模様等)が、画面の大部分を占めていないもの
 - ②映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えていないもの
 - ③コントラストの強い画面の反転表示が継続していないもの
 - ④視聴者が通常、感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法(サブリミナル的手法)を使用していないもの
 - ⑤視聴者に不快感、不安感、嫌悪感等を抱かせないもの
 - ⑥掲載内容が、広告であることを明確にするため、広告には その右上部に、通常その広告を見る位置から認識できる文 字で「広告」と表示すること。

3 掲載期間及び回数

- (1)掲載期間 1箇月を単位とし、1広告につき最長12箇月とします。
- (2) 掲載回数 1広告につき1箇月当たり60回以上

- 4 広告掲載料
 - 1広告につき月額11,000円
- 5 申込方法
 - (1) 申込期限 原則として広告掲載開始を希望する月の前月1日から10日

までに直接または郵送で申し込むこと。

(2) 提出書類 ①広告掲載申込書

②広告原稿(媒体に記録したもの)

※掲載期間が終了した広告原稿は申込者に返却します。

- (3) 提出・問い合わせ先
 - 二本松市歴史観光施設(愛称「にほんまつ城報館」)

〒964-0904 二本松市郭内三丁目303番地5

電話 0243-22-6630

- 6 広告掲載の決定
 - 二本松市広告審査委員会の意見を求め広告掲載の可否を決定し、郵送で通知します。
- 7 広告掲載料の納付

決定通知受理後、納付書又は口座振込により広告掲載前に納付してください。

8 その他

申し込みにあたっては、本募集要項及び二本松市有料広告掲載の取扱いに関する要綱 (平成17年二本松市告示第8号。)を遵守してください。